

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査をしたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 30 年 2 月 26 日

新潟市監査委員	貝 瀬 壽 夫
同	伊 藤 秀 夫
同	渡 辺 有 子
同	加 藤 大 弥

## 監査結果の報告

### 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成 29 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号）に準拠して監査を行った。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

### 第 3 監査の対象

建築部	公共建築第 2 課
農林水産部	水産林務課
南区役所	建設課、産業振興課
西蒲区役所	建設課

監査実施工事の関連部署

### 第 4 監査の範囲

- 1 建築工事 (1) 平成 28 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える建築工事、電気設備工事及び機械設備工事で、竣工期限が平成 29 年度の工事  
(2) 平成 29 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
- 2 土木工事 平成 28 年度及び平成 29 年度に契約した、当初設計金額 250 万円を超える工事

### 第 5 監査の実施時期

平成 29 年 9 月 11 日～平成 30 年 2 月 26 日

### 第 6 監査の主な実施内容及び着眼点

監査範囲のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- 1 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- 2 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。

- 3 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- 4 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。  
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- 5 工事請負契約は適正に行われているか。
- 6 関係機関との調整は適切に行われているか。
- 7 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- 8 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- 9 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

## 第7 監査実施工事

### 【工事別集計一覧（監査実施・現地監査）】

区 分	監査実施金額	件数	現地監査金額	件数
建築工事、電気設備工 事及び機械設備工事	3,324,628,800	24	3,324,628,800	24
土木工事	1,222,084,800	46	433,555,200	16
合 計	4,546,713,600	70	3,758,184,000	40

※金額欄は当初契約金額の集計（単位：円）

【建築工事、電気設備及び機械設備工事】

1 建築部 公共建築第2課

単位：円

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	28	建二第24号	内野小学校大規模改造工事	171,396,000	○
2	28	建二第29号	横越小学校大規模改造工事	155,520,000	○
3	28	建二第33号	曾野木小学校大規模改造工事	148,932,000	○
4	28	建二第102号	木戸中学校大規模改造工事	160,920,000	○
5	28	建二第103号	大通小学校大規模改造工事	178,740,000	○
6	28	建二第111号	曾野木小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	68,472,000	○
7	28	建二第113号	曾野木小学校大規模改造電気設備工事	61,344,000	○
8	28	建二第114号	内野小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	46,980,000	○
9	28	建二第116号	内野小学校大規模改造電気設備工事	38,664,000	○
10	28	建二第117号	横越小学校大規模改造電気設備工事	31,428,000	○
11	29	建二第1号	(仮称)国際青少年センター・文化創造活動・交流拠点施設整備工事	524,880,000	○
12	29	建二第2号	桜が丘小学校大規模改造工事	165,780,000	○
13	29	建二第8号	(仮称)国際青少年センター・文化創造活動・交流拠点施設整備電気設備工事	121,176,000	○
14	29	建二第9号	(仮称)国際青少年センター・文化創造活動・交流拠点施設整備衛生冷暖房設備工事	216,324,000	○
15	29	建二第15号	牡丹山小学校大規模改造工事	200,448,000	○
16	29	建二第16号	山瀬小学校大規模改造工事	213,624,000	○
17	29	建二第17号	江南小学校大規模改造工事	190,080,000	○
18	29	建二第18号	旧鳥屋野小学校2期解体工事	219,780,000	○
19	29	建二第25号	横越小学校大規模改造衛生暖房設備工事	62,856,000	○
20	29	建二第26号	東石山中学校大規模改造工事	182,196,000	○
21	29	建二第28号	江南小学校大規模改造電気設備工事	50,004,000	○
22	29	建二第31号	江南小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	80,244,000	○
23	29	建二第55号	(仮称)国際青少年センター・文化創造活動・交流拠点施設整備ガス設備工事	12,484,800	○
24	29	建二第70号	豊栄総合体育館太陽光発電・蓄電池設備整備工事	22,356,000	○
計				3,324,628,800	

【土木工事】

2 農林水産部 水産林務課

単位：円

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	28	水産第 3 号	新川漁港航路 7-1 浚渫工事	22,356,000	
2	28	水産第 5 号	新川漁港東第 1 防波堤保全工事	55,512,000	○
3	28	水産第 6 号	松浜漁港防砂堤保全工事	16,686,000	
4	28	水産第 7 号	新川漁港北防砂堤改良工事	98,388,000	
5	28	水産第 8 号	新川漁港水域施設浚渫工事	141,156,000	
6	28	水産第 12 号	新川漁港物揚場新設工事	41,796,000	○
7	29	水産第 2 号	松浜漁港 3-3 岸壁保全工事	21,600,000	
8	29	水産第 3 号	新川漁港東護岸 3-1・物揚場 4-1 保全工事	43,956,000	○
計				441,450,000	

3 南区役所 建設課

単位：円

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	28	南建第 7 号	須藤小路線側溝工事	18,144,000	
2	28	南建第 9 号	一般国道 460 号舗装修繕工事	20,520,000	○
3	28	南建第 10 号	一般県道白根黒埼線消雪パイプ更新工事	26,568,000	
4	28	南建第 16 号	東笠巻新田真木線舗装修繕工事	16,092,000	
5	28	南建第 17 号	新開新川向線舗装修繕工事	18,468,000	
6	28	南建第 24 号	一般県道新津茨曾根燕線舗装修繕工事	12,744,000	
7	28	南建第 56 号	白根 2-332 号線側溝工事	4,492,800	
8	28	南建第 74 号	大通黄金地内旧下水処理場機械設備撤去工事	18,900,000	
9	28	南建第 86 号	一般国道 460 号舗装修繕その 2 工事	13,716,000	○
10	28	南建第 90 号	一般県道白根亀田線側溝工事	8,067,600	
11	28	南建第 98 号	味方 1-316 号線舗装工事	8,877,600	
12	28	南建第 103 号	茨曾根兎新田線附帯施設整備工事	22,356,000	
13	28	南建第 104 号	中塩俵国道線橋梁下部工事	37,368,000	○
14	28	南建第 110 号	中塩俵国道線道路改良工事	27,324,000	
15	28	南建第 118 号	中塩俵国道線道路改良その 2 工事	60,696,000	○
16	29	南建第 1 号	(仮称) 戸頭市営住宅跡地公園整備工事	10,800,000	
17	29	南建第 10 号	主要地方道白根西川巻線道路改良工事	16,416,000	○
18	29	南建第 12 号	新開新川向線(大郷地内)舗装修繕工事	10,152,000	
19	29	南建第 14 号	東笠巻新田真木線舗装修繕工事	13,500,000	
20	29	南建第 22 号	白根 2-260 号線側溝工事	8,974,800	○
21	29	南建第 28 号	主要地方道白根安田線舗装修繕工事	10,368,000	
計				384,544,800	

## 4 南区役所 産業振興課

単位：円

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	28	南産第2号	大別當地内排水路改修工事	3,931,200	
計				3,931,200	

## 5 西蒲区役所 建設課

単位：円

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	28	西蒲建第29号	巻2-173号線橋梁新設(上部)工事	52,164,000	
2	28	西蒲建第49号	西川2-258号線道路改良工事	29,916,000	
3	28	西蒲建第166号	一般国道402号五ヶ浜地内法面保護対策工事	8,856,000	○
4	28	西蒲建第184号	潟頭第1排水路整備工事	22,032,000	○
5	28	西蒲建第222号	升潟公園トイレ新設工事	7,646,400	
6	28	西蒲建第281号	一般国道402号角海浜地内舗装修繕工事	17,928,000	
7	28	西蒲建第367号	一般460号大原地内消雪井戸工事	27,432,000	
8	28	西蒲建第374号	一般国道402号崖松トンネル照明施設修繕工事	25,164,000	
9	28	西蒲建第390号	鷲ノ木峰岡線道路改良工事	39,528,000	○
10	28	西蒲建第467号	一般国道402号越前浜地内舗装修繕工事	18,360,000	○
11	29	西蒲建第57号	市道巻1-304号線自転車通行帯整備(その2)工事	8,456,400	○
12	29	西蒲建第79号	巻1-9号線道路改良工事	31,428,000	
13	29	西蒲建第98号	巻2-367号線道路改良工事	18,792,000	○
14	29	西蒲建第198号	潟頭第3排水路整備工事	18,576,000	○
15	29	西蒲建第327号	巻2-526号線舗装修繕工事	45,036,000	
16	29	西蒲建第402号	潟東1-123号線舗装修繕工事	20,844,000	
計				392,158,800	

## 第8 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などにに基づき、概ね適正に行われており特に指摘すべき事項は見られなかったが、以下の軽微な事項及び現状確認事項については、関係所属長に通知し改善又は検討を求める。

主な事項は以下のとおりである。

### 1 軽微事項

#### (1) 設計に関すること

- ア 屋上防水改修において、屋上フェンスの置き基礎を移動せずに、防水処理を行ったもの
- イ 学校間仕切壁において、必要性能以上の仕様で設計施工されたもの
- ウ 工作物基礎の工法採用において、各種工法の比較検討が不足していたもの

#### (2) 設計及び監理に関すること

- ア 側溝改良工事において、排水先の下水道施設へ接続する際、既設施設の補強検討を行わず、下水道管理者と協議を行い、許可を得て、施工したが、再度確認した結果、補強の必要性が認められたもの
- イ 側溝改良工事において、排水を下水道施設に接続する際に下水道管理者と既設施設の補強検討を行わず協議したため、補強検討を含めた協議が発注後に持ち越されたことから、接続協議結果により補強の必要性が認められたもの

#### (3) 積算に関すること

- ア 解体処理費において、解体処理実績量と設計数量とを検証せず実績数量に応じた設計変更を実施しなかったもの
- イ 設計単価の根拠となる見積書において、社印の押印がないもの、見積書有効期限、法定福利費等の記載がないもの、見積書の原本がないものなど不適切な事例が散見されたもの
- ウ 工事設計書の作成において、徴取した見積り内訳の見落としによる計上漏れや、採用単価の転記誤りが確認されたもの

#### (4) 施工及び監理に関すること

- ア ダクトフランジ部のアスベスト含有パッキン材の除去において、作業上の注意義務を怠っていたもの
- イ 「建設リサイクル法」に基づく通知に遅延があったもの

## 2 現状確認事項

### (1) 計画に関すること

- ア 合併建設計画に位置付けられている区界を跨ぐ道路工事において、担当課間の事業調整が口頭打合せとなっており、正式な協議書がないことから今後の整備方向が明確でなく、各区の整備優先度に相違が認められたもの

合併建設計画は平成 26 年度に事業期間が終了しているが、各区役所の判断に基づき区配当される単独予算の範囲で優先的に整備する箇所を選択し、工事継続されている。

当該路線の西蒲区区間の道路改良工事は、用地買収を行い、6m 道路で整備を進めた。平成 29 年度工事終点部から北側中野小屋地区間は西区となり、小幅員ではあるが舗装されていることから、延伸工事は凍結、先送りするとしている。

一方、西区のエリアは、合併建設計画の母体となる新設改良事業の予算枠がないこともあり、当該路線の整備の優先度は低い。

当該工事の場合のように単独の区エリアで完結できない市道の新設改良事業において、隣接区の整備判断が投資効果を左右するため本庁の道路事業所管課(道路計画課)による調整が必要であると考ええる。

今後、このような事案については、本庁を含む担当課間において協議書を作成し、役割を明確にした上で工事実施するような調整の場が望まれる。